

社会福祉法人宇都宮市母子寡婦福祉連合会

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させられるよう職場環境を整備して、全職員が安心して仕事に取り組み、持てる能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1 計画内容

【目標 1】 妊娠中の女性職員に対し、妊娠中や出産時後の母性健康管理について情報提供を行う。

子どもが生まれる職員に対し、産前産後休業、育児休業、育児休業給付金、育児休業中の社会保険料免除など制度の周知を行う。

《対策》

◇ 2019(平成 31)年 6 月～ 就業規則、公的機関のパンフレットなどを職員へ配布し周知

【目標 2】 子ども出生時における育児休業の取得を促進する。

《対策》

◇ 2019(平成 31)年 6 月～制度内容について事業場に掲示するなどして職員に周知

【目標 3】 年次有給休暇の取得を促進する。

《対策》

◇ 2019(平成 31)年 4 月～有給休暇取得促進の働きかけを実施

◇ 2019(平成 31)年 9 月末～有給休暇取得実績と予定の確認

2 計画期間 2024(令和 6)年 4 月 15 日～2029(令和 11)年 4 月 14 日までの 5 年間